健 発 0518 第 11 号 令和 3 年 5 月 18 日

都道府県知事 市町村長 特別区長

厚生労働省健康局長 (公印省略)

東京オリンピック・パラリンピック競技大会に参加を予定する 我が国選手団に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)において実施を指示したところです。

今般、東京オリンピック・パラリンピック競技大会(東京大会)に参加を予定する我が国選手団に対する新型コロナワクチンの接種の考え方を整理しましたので、下記のとおりお示しします。

記

東京大会に参加を予定する我が国選手団については、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、東京 2020 組織委員会が取りまとめた選手団のプレーブック (ルールブック) において、安全に大会を開催するために各国選手団のワクチン接種が推奨されていること、政府による既存の確保分とは別に、ファイザー社から我が国選手団向けにワクチンの無償提供が行われたこと等に鑑みて、大会開催前のしかるべき時期に予防接種を行うことができること。